

平成27年（2015年）第3回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成27年11月5日（木曜日）

招集年月日 平成27年11月5日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年11月5日（木）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

不応招議員

16番 平野倭規

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	堀 秀俊	財 政 課 長	井谷 哲
農林水産課長	武岡芳樹	危機管理課長	上野和彦
海山総合支所長	上村康二		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

- | | | |
|----|--------|------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸般の報告 |
| 第4 | 議案第63号 | 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第4号） |
| 第5 | 報告第6号 | 専決処分の報告について |

会議録署名議員

8番 入江康仁

9番 家崎仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

東 清剛議長

皆さま、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成27年第3回紀北町議会臨時会を開催いたします。

なお、16番 平野倭規君から所用のため欠席との届け出を受理しておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、報道関係者の撮影等を許可することにいたします。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

おはようございます。それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成27年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年11月5日（木曜日）午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 議案第63号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第4号）
 - 第5 報告第6号 専決処分の報告について
- 以上でございます。

東 清剛議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

東 清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 入江康仁君

9番 家崎仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

東 清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

東 清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る10月30日に議会運営委員会が開催されたあと、追加議案が提出されましたので、本日、議会運営委員会を開催し、議事日程に日程第5 報告第6号として追加して取り扱うことにいたしておりますので、ご了承ください。

議会運営委員会での確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり、付議された事件は2件であります。

平成27年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の議案1件と、報告案件の専決処分の報告についての1件でございます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成27年度普通会計の8月・9月分と、平成27年度水道事業会計の8月・9月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求め

ましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

次に、本日10時頃に全国瞬時警報システム J - A L E R T を活用した緊急地震速報の対応訓練が全国的に実施されますことから、当町においても、防災行政無線でチャイムと警報が流れると伺っておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

東 清剛議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第4 議案第63号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日としたことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、先だって、10月11日の記念式典、それから、11月3日の大運動会には、皆様ご出席等をいただきまして、多くの参加を得て滞りなく行われました。誠にありがとうございました。

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げ

ます。

議案第63号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

今回の補正予算は、8月に発生した台風15号等による被害に係る農業用施設及び林道の災害復旧事業及びふるさと寄附金の推進に係る事業等について所要の予算措置を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,804万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億3,854万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、財政課長に説明をいたさせますが、今回の補正予算は災害ということで、林道など危険で現地確認をしにくいところがございますので、位置図と写真を貼った資料を配付したいと思います。議長の許可をいただけますでしょうか。

東 清剛議長

はい。

尾上壽一町長

それでは、何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

東 清剛議長

配付してください。

（ 資 料 ： 配 付 ）

東 清剛議長

配付漏れはございませんね。それでは、続いて内容説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

皆さん、おはようございます。それでは、議案第63号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成27年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,804万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億3,854万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年11月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。地方債の補正でございますが、農業用施設災害復旧事業を限度額590万円、林道災害復旧事業を限度額2,620万円として追加しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第13款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第9目 災害復旧費補助金は1,170万円を増額し、2,383万3,000円とするもので、農業用施設災害復旧事業費補助金で、災害復旧費の国補農業用施設災害復旧事業に充当するものでございます。

第14款 県支出金、第2項 県補助金、第9目 災害復旧費補助金、3,866万6,000円を増額は、林道災害復旧事業費補助金で、災害復旧費の国補林道災害復旧事業に充当するものでございます。

第16款及び第1項ともに寄附金、第1目 総務費寄附金は、2,000万円を増額し、2,600万円とするもので、ふるさと寄附金でございます。

8ページをご覧ください。第17款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、2,557万9,000円を増額し、4億8,213万8,000円とするもので、今回の補正の一般財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第20款及び第1項が町債、第9目 災害復旧事業債は、3,210万円を増額し、4,040万円とするもので、台風15号等の豪雨により、二叉木用水路施設において、土砂堆積及び路肩の流出等、及び林道林ノ谷線の法面の法枠工が延長約58m被災など、施設災害復旧に要する経費で、災害復旧費の国補農業用施設災害復旧事業及び国補林道災害復旧事業等に充当するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費は、2,000万円を増額し、5億8,743

万7,000円とするものでございますが、基金管理事業のふるさと応援基金への積立でございます。

第6目 企画費は、1,021万6,000円を増額し、6,228万9,000円とするものでございますが、ふるさと寄附金（納税）推進事業にかかる寄附件数の増による返礼品を含む受付業務費用に要する経費でございます。

10ページをご覧ください。第10款 災害復旧費、第2項 農林水産施設災害復旧費、第1目 農業用施設災害復旧費は、2,058万7,000円を増額するものでございますが、台風15号の豪雨により、二又木用水路施設において土砂堆積及び路肩の流出等の被災を受けたため、国補農業用施設災害復旧及び下河内頭首工付近の汚濁防止施設が被災されたことにより、町単農業用施設災害復旧に要する経費でございます。

第3目 林業施設災害復旧費は、7,724万2,000円を増額するものでございますが、台風15号の豪雨により、林道林ノ谷線の法面の法枠工が延長約58m被災したため、国補林道災害復旧及び台風18号、9月25日の大雨により、法面崩落や路面土砂流出、路肩流出等による野又越線などの町単林道災害復旧に要する経費でございます。

11ページは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、12ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は122億2,380万7,000円であり、当該年度中の起債見込額が、今回の3,210万円の増額を含め12億3,170万円、当該年度中の元金償還見込額が13億9万4,000円でございますので、当該年度末現在高見込み額は、121億5,541万3,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第63号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

東 清剛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

歳出で9ページなんですけれども、ふるさと寄附金が10月1日から新たに始まったんですけれども、予想を超える応募があったようで、15日間で1,300件近い増加があったと聞いておりま

す。その中で事業委託費なんですけれども、受付と返礼品という説明でしたが、具体的には、どのように細かく事業をされているのか。そして、一番多かったという牡蠣なんですけれども、生産が限られておりますので、果たして、返礼品としてちゃんと用意ができるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

東 清剛議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

まず、ふるさと寄附金の事業の1,021万6,000円の内容について、ちょっと説明させていただきます。平成27年10月1日より、1万円以上寄附いただいた方に4,500円相当の特産品の返礼を開始しましたところ、寄附件数が15日間で予算で予定していた件数を大きく上回りましたので、返礼品を含む受付業務費用に係る経費を増額するものでございます。内容としましては、特産品分、この分は当初予算で500件、4,500円×500件で225万円みておりました。今回、見込みで2,000件を見込みいたしまして、その4,500円で900万円。次に、その特産品の取扱手数料ということで、当初、500件×500円で25万円みておまして、補正予算で今回、2,000件を見込みましたので、500円を掛けて100万円。それからあと、ふるさとチョイスからヤフー公金支払い決済というのを使っておりますので、カードで振り込むという関係上、その部分が当初予算は300件で1万円×1%、1.08を掛けて、約3万2,000円を見込んでおりましたが、今回、補正予算で、2,000件を見込みましたので、1万円×1%、それから1.08で約21万6,000円を見込みました。その関係上、先ほど言いました、特産品の900万円分と、観光協会の取扱手数料が100万円、それから、ヤフー公金扱いの手数料が21万6,000円で、1,021万6,000円ということでございます。

次に、先ほど言いました、このふるさと納税、実績としまして4月1日から9月30日までは、これを開始する前までは、件数6件ありまして、寄附金が116万5,000円ございました。返礼品制度を開始後、10月1日から10月15日までの間に、ふるさと寄附金の申し込み件数が1,279件で、寄附金金額は1,330万円になりました。

返礼品の申し込み内訳としましては、一応、特産品が26品、サービス品が5品ございまして、31品がございます。そのうち渡利牡蠣が8品ございまして、先ほど言いました、1,279件のうち930件が渡利牡蠣で約72.7%を占めております。1日平均大体62件。次に、伊勢海老ほかの品で2品ございまして、349件ございまして、27.3%。1日平均23件ということでございます。

先ほど、渡利牡蠣がそれ以降品切れとなりまして、今現在、今回、この補正予算の見込みを

出すのに、伊勢海老ほか22品については、1日から15日までは、1日平均23件ありましたんですけれども、その後、減少傾向にありますので、一応、1日10件という見込みでたたきました。

そして、10月15日から12月30日までに申込件数を1日10件としまして、寄附金額10万円、大体70日という見込みで700件、それから、10万円かける70件で700万円、それから、1月1日から3月31日までは、申込件数は、多分、まだそれ以上上がっていくだろうということで、1日5件、寄附金額は5万円ということで、大体1月から3月まで90日の間、5件×90日で450件で、5万円×90日で450万円、これからの実績と見込みを足してきますと、大体、約2,500件くらいを最終見込まれるということで、寄附金としましても、2,600万円を見込まれるということです。

先ほど、牡蠣が品切れということですので、今度、多分、他の市町村を見てみますと、12月は一番申込みが多い時期に入るわけなんですけれども、それに対しましては、実は今、現在、登録をしております業者の方から、再度、特産品を、季節限定品ということで、申し込みをしていただくかと今考えております。それで、大体12月1日から2カ月程度、大体、2万円から3万円コースと、3万円以上のコースをちょっと考えて、提出してもらおうかということで、対応しようと思っております。以上です。

東 清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

詳しく説明していただきまして。予想を上回る応募があったということで、喜ばしいことだと思います。実際にですね、牡蠣の返送なんかは来年になると思うのですけれども、季節的にも。お金の流れとしては、応募があったときにお金が入ってきて、それから返礼することになるんだろうと思うのですが、また業者との支払の方法ですね。プレミアム券なんかも、今、地方創生で、これではないですけどもやっておりますけれども、商店の皆さん、一定の時間、現金に換わるまでお金が、資金が必要になったという話も聞いておりますので、地方創生で業者の方にそういう負担になることがないように配慮されていると思うのですけども、そこらへんも詳しく説明をお願いします。

東 清剛議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

特産品の寄附申込みがあったときのお金の流れなんですけども、カードとか、そういう郵便

振替ということで、申込みした時点でカードの場合は、現金で決済金が入ってくると。そして、振込用紙も入ってくるということで、その大体1週間くらいを目途にして、業者のほうへそういうFAXでこういう注文がありましたよというのを流します。それで業者のほうは、それを見て、その寄附者との連絡をしまして、商品を送るという形でございます。そして、今度は業者から請求が来る場合は、1ヵ月をまとめて、そして、翌月の5日、10日だったかな、ぐらいまでに請求書を観光協会に出してもらいます。そして、観光協会から今度はうちに出してもらって、それをうちが支払いをするという形でございます。以上です。

東 清剛議長

ほかに質疑される方。

10番 玉津 充君。

10番 玉津 充議員

2つお聞きします。1つはですね、ふるさと寄附金、これが予想を上回る好評で非常に喜ばしいと思うんですが、町長、これ入ってくるほう、お金が入ってきて、その出口ですね。今回、2,600万円の予算になりますが、これをどのように使おうとしているかということは考えておられるのかどうかお聞きします。

それともう1つは、災害復旧の件なんですが、この台風11号のあとでですね。

東 清剛議長

15号じゃないですか。

10番 玉津 充議員

11号ですね。新聞報道で大台町と紀北町にですね、激甚災害の指定があったということが報道されておりました。それで、紀北町の額はですね、6,000万円というふうに報道されておりました。今回のこの議案の2件についてはですね、それに該当するものかどうか、そのへんの関連について教えてください。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

使い道ということですね。はい。ふるさと応援基金へ一応入れまして、そちらのほうで、次年度、何に使うかということを決めていきます。そこへ貯めっぱなしじゃなしにですね、積極的に何かに活用していきたいと思っておりますが、今の段階では、まだ用途のほうは決めてお

りません。

東 清剛議長

玉津議員、先ほどの中で11号と言われましたけれども、今回の補正予算は15号の対象が激甚になっている。そういうことなんです。

10番 玉津 充議員

間違えました。専決処分のほうが11号と載っていたもんで間違えてしまいました。訂正します。

東 清剛議長

それで結構です。はい、了解しました。

町長に答弁に対する質疑をよろしいですか。答弁終わりましたので。

10番 玉津 充議員

もう1点のほうを回答していただきたい。

東 清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおりですね、9月30日に激甚災害の指定がございました。これにつきましては、台風15号による平成27年8月24日から26日にかけての、台風15号による暴風雨による被害により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、大台町と紀北町が指定されたところでございます。被害額につきましては、6,000万円ということで指定されてございます。この被害額につきましては、これからご審議いただく農業用施設については、二又木用水路の災害復旧に要する費用、それと林道施設におきましては、林道林ノ谷線の復旧に要する費用でございます。この6,000万円というのはですね、8月末から9月上旬時点での見込額ということで算定させていただいております。以上でございます。

東 清剛議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

まず、最初のふるさと寄附金の件なんです、町長、私、今年の3月にですね、玉城町に行ったんですが、玉城町はふるさと寄附金については、紀北町よりも進んでおるわけございま

すけど、実際にですね、使ったところ、私が見たのは、玉城城の石垣の修復、それから、あとちょうどそのときに、芸能のですね、郷土芸能のイベントをやっていました。そのところですね、この文化財の、お城のほうはですね、文化財の修復にふるさと寄附金を使いました。それから、イベントのほうは、イベントの会場にですね、このイベントにはふるさと寄附金を使っていますというですね、横断幕が掲げられておりました。したがって、うちのほうもですね、いずれこれ、何らかの事業に使うことになると思うのですが、そのようにしてですね、寄附してくれた人たちにですね、こういう使い道に使いましたよというPRをすることによって、1回だけじゃなくてですね、リピートも呼び込めるというような形になると思いますので、是非、使用するときにはですね、そのようなことを参考にさせていただいて、実施をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうかということと。

もう1つ、災害の話なんですけど、この一般財源のですね、支出を見てもみますと、一般財源の額がですね、15%から20%の間くらいになっているんですかね、この事業。一般財源の持ち出しが。この財源内訳のですね、その激甚災害指定のですね、確か私は地方の持ち分は10%で済むというふう聞いておったわけですが、そのへんの財源内訳について教えてください。

東 清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。この財源内訳につきましては、国庫補助金、また地方債、そして一般財源の区分になっております。この事業の中でですね、補助金が該当する部分、その部分につきましては、国補農業用施設災害復旧事業、また、国補林道災害復旧事業に該当する部分でございます。そしてまた、その中の工事請負費等に補助のほうが採択されております。それと町単部分につきましてはですね、あくまで単独事業でございますので、補助金はありません。起債の充当のみということとなるわけでございます。

そして、また激甚災害に指定された場合、通常の補助率より5%ないし10%ほどのですね、上乘せ補助があるというふうにお聞きしているところでございます。以上でございます。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、玉城町の例を出していただいて、良いご提案だと思っておりますので、これからですね、予算

をするときも、いろいろな形で出てくると思うんですが、そういったものを明確にしたいと思っています。

東 清剛議長

今、ちょうど10時でJ－ALERTの放送が入っておいりましたので、もう今終わったかな。止まりましたね。

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

最後にお聞きしたいんですけど、今の財源のですね、内訳、ちょっとよくわからなかったんですけど、もう少しわかりよく説明していただけないでしょうか。激甚災害の場合、町負担が10%というふうに聞いているんですけど、事業の。そのへん間違いだったら間違いで指摘してください。どういうことなのか。よろしくお願いします。

東 清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ご説明申し上げます。まずですね、農業につきましては、国補農業施設災害復旧事業における補助率につきましては、事業費に対する戸当たり事業費によって算出されます。国補林道災害復旧事業における補助率は、事業費に対するメーターあたり単価によって算出されます。通常の場合の補助率は、概ね約80%ほどが見込まれるところでございますが、これから事業を進めたいうへでですね、最終的な精算事業費により算出することとなります。そういったなかで、概ね80%と仮定いたしますと、補助残の町負担が約20%となります。20%につきましては、起債充当率が90%、そのうち95%が普通交付税措置されることとなります。したがって、国補災害復旧事業につきましては、町の実質の負担額は、補助残の起債が、充当されていない部分が、20%の10%ということで約2%。起債充当のうち交付税措置がなされない部分が90%の5%ということで4.5%、これを足し込みますと、実質の町の負担額は、事業費に対して、約7%ほどとなります。今回の場合ですね、激甚災害となりましたので、補助率の嵩上げがなされることとなろうかと思えます。ただ、この部分につきましては、現在ではですね、工事請負費のみに適用される部分でございますが、その他の部分につきましては、起債のみという場合もございまして、この予算書の中ではですね、一概にこの激甚になったから、通常の場合の計算式では算出されない。複合的にですね、こういった財源を計算したうへでの財源となっております。

す。以上でございます。

東 清剛議長

ほかに質疑される方は。

2番 原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

ちょっとお尋ねしたいのですが、8ページなんですけれども、前ページの最後のところが600万円の2,600万円になっているんですが、8ページが2,800万円になっているんですが、これ間違いなのか、私、よくわからないものですから。

それから、ちょっと関連なんですけれども、牡蠣がなくなったということで、商品が少なくなっていると思うんですが、それに対する補充とか、新たに増やす予定なんかはないかということ。

それから、先ほど、牡蠣の問題で2万円とか3万円とかいう話があったのですが、そこがちょっとわからなかったものですから、そこをもうちょっと詳しくお願いします。

東 清剛議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

すみません。先ほど、議員のおっしゃった7ページから8ページにかけての、この総務費寄附金の関係の目の計を次のページへ表してあります。補正前が800万円になっておりますのは、このふるさと寄附金以外の農林水産業費の寄附金が200万円ございますので、それで800万円になっております。当初のときにそういう、はい。項の合計ということでございます。

それから、特産品の牡蠣が品切れということで、新たな商品を考えていないかということなんですけれども、現在、登録業者の方に、新たにまた季節限定品ということで、12月から1月の間にそういう品物を出そうかというのを応募をしておりますので、今、応募を。今日までに応募してくれということでしております。それから、選定委員会にかけまして、12月にそれを載せるということになっておりますので、以上です。

東 清剛議長

答弁漏れです。金額2万円とか3万円とかっていったけれども、あれはどうなんだという話。

井谷 哲財政課長

その限定品の関係で、2万円から3万円コースと、それから3万円以上のコースを設けようか

ということでございます。寄附金が2万円から3万円。そして今、1万円で4,500円という特産品、消費税を含めた部分を送る、送料を含めた部分を送るんですけども、2万円から3万円になった場合は、9,000円という品物を送ろうかなという。それから、3万円以上になったら、1万3,500円という形にしようかというような、検討をしております。以上です。

東 清剛議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

実行前に私いろんなことを言っておったんですけども、そのときには、歯牙にも掛けていただけなかったのに、今、こんなところで問題になる、検討し直すというようなことがありましたので、今後、長期的な展望に立って、いろんな計画をしていただきたい。そのように思います。

東 清剛議長

質疑いいんですか。

2番 原 隆伸議員

それについて町長のご見解をお伺いしたいんですが。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、ふるさと納税が我々の想像以上に来たと。それから、牡蠣が70%くらいを占めたということで、牡蠣が魅力ということで結構集まったわけなんですよ。そういうことで、海産物とか、そういったものでもっと魅力のあるものはないかなということ、今、検討しているということと、今の流れの中で、2万円、3万円の商品も考えて、返礼品も考えていったほうがいいのかということ、今検討しているということでございますので、ご理解いただきたいなと思います。

東 清剛議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

予想以上、予想以上と言いますけども、計画した以上は、当たり前のことじゃないんですか。これをいかにもっと伸ばしていくかということにしていくような方法をどう考えているか、町

長にお伺いします。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるようにね、これを伸ばしていくために、もっと魅力的なもの、牡蠣が70%を占めたということで、そういう魅力的であったということなんですよ。ですから、そういったものが売り切れてしまった。だから、もっと魅力的なものはないですかという積極的に出ている施策であって、また、海産物で高いものがいろいろですね、4,500円では収まらないものも多いで、海産物、伊勢海老とかですね、いろいろ詰合せれば。そういったことも踏まえて、積極的に打って出るという形でございます。

東 清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ふるさと寄附金について、2点お聞きしたいと思います。まず寄附金をいただきました相手先ですね、町内、町外、県がわかれば県、その詳細について、答弁をいただきたい点とですね、あと、寄附をいただくときに、この目的で使ってほしいという項目があったというふうに前回お聞きしたように思いますので、それがどういった形なのか。目的は何でも結構ですので、使いたいと、そこらへんです。町長は以前におっしゃっていたと思うのです。商品を良くして、金を集めるのが目的じゃなくて、寄附金をいただく方の趣旨というものを大事にしたいと、そういったことを以前におっしゃっていたような気がいたしますので、その2点に関して答弁をお願いします。

東 清剛議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

この予算を組む時の資料から説明させていただきます。10月15日現在でいきますと、まず、1,279件のうち、東京都が259件、それから2番目としまして、愛知県が167件、それから神奈川県が138件、大阪府が109件、町内の方は1、2名おりました。ほとんど大都市の方から寄附をいただいております。

それから、使途の関係ですけれども、使途も最初は、総合基本計画の、自然と共生し、快適で

安心して暮らせるまちづくりというのを10月1日から改めまして、少し具体的にしました。防災対策・生活基盤整備とか、自然環境の保護というふうに改めております。あと健康・福祉等の充実、互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくりというのを、健康・福祉等の充実という形にさせていただいております。それで6項目をつくりまして、そのうち、寄附者の方が一番多いのが、前は指定なしというのがあったんですけど、町にお任せが533件、41.7%ありました。2番目で、先ほど言いました、防災対策・生活基盤・自然環境の保護というので、268件で21%。3番目で産業・観光の振興というので211件、16.5%という形でございます。

東 清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

まず、お答えいただきました最初のほうなんですけど、東京をはじめ大都市圏からの寄附金が多いと、それに関してですね、町長の感想といいますかね、それから今後のことも含めて、大都市圏にターゲット、まあターゲットはないでしょうけど、それに対する所見をいただきたいです。

それと前者議員も話されましたけども、もう1点のほうですね。6項目の中の、当然、金額、件数もあるんでしょうけど、お任せというか、これが最も多くてですね、ここは自由に使える部分かと思います。その点に関してですね、どういうふうな形で、防災が268件、2番目に来ていますけど、ここらへんの整理整頓といいますかね、この2点に関して、再度答弁をお願いいたします。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、県で括っておりますので、絶対数が多いということですね。それとまた都市部にはそういったネットを使ったりですね、いろいろな方が多いのであろうということだと思います。まずは紀北町を想ってしていただいたか、まず、そういった景品をですね、返礼品を目当てにしていたかという観点があるかと思います。そういった意味で、私は計り知れませんが、まずは絶対数が多く、そういったものに目ざとい方がいるのではないかなと思っております。また、近い方はですね、やはり、紀北町を想ってとかいう方もあろうかと思っておりますし、もちろん出身者の方もですね、私もこれから尾鷲高校の東京支部総会とか、三重県

支部総会に出させていただきますので、そういった部分でコマーシャルもしてまいりますので、今後、またそういったコマーシャルが生きればなと思っているところでございます。

それから、自由に使えるというか、町にお任せという部分もございますけど、やはり、趣旨があるものはですね、趣旨に。だから、これにすべていくということではなしに、いろいろなことがございますので、それぞれの趣旨は生かしたうえで、どういった使い方をしていくかということ、今後ですね、検討していきたいと、そのように思います。

東 清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

1点ちょっと、この災害のほうでですね、この二又木の用水路の、このあれはですね、一応、県のほうの管轄じゃないかという、1点と。用水路に関しては、どのような工法でやるのかと。このやっぱり堆積がさ、以前いろいろ問題になっておるのだけど、ただ、堆積するだけの復旧だったら、また同じようなことを繰り返すし、この上に砂防ダムがあるわな。それも満杯の状態であるというところの中で、全体的にどのような工法で、どのようなやり方をやるのか、ちょっと教えていただきたい。

東 清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。この二又木用水路 につきましては、町管理の用水路でございます。そして、河川につきましては、二級河川三戸川でございます、県管理の河川でございます。議員ご指摘のとおりですね、平成16年以降ですね、河床の異常上昇が認められておるところでございます。確かに通年に渡ってですね、水路の中へ土砂が堆積して、それを排除しているという状況が続いておりました。ただ、今回の台風15号につきましては、その量が尋常ではなかったと。そして、河川管理者、県と協議したうえで、今回の復旧につきましては、水路の土砂については、農業用施設の災害復旧で行うと。河川部分の土砂の撤去については、河川管理者が行うよう、現在、協議を進めておるところでございます。ただ、議員おっしゃられますように、用水路自身の嵩上げということも当然、今後、考えていかなあかんかなとは思ってはいるんですけども、ただ、この二又木用水路につきましては、非常に受益面積の大きい用水路でございます。来年、2月、3月の水の必要な時期までに、まず復旧をせ

なあかんということで、河川管理者と協議して、今回、農業用施設の災害復旧事業といたしまして、水路部分の堆積土砂については、それを排土する。そして、路肩の流出部分につきましては、コンクリートブロック積工で復旧しようと計画しておるところでございます。以上でございます。

東 清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

これは当然、県との協議のうえでやっていかなあかんのやけどね、要は、嵩上げ工事をやるということじゃなくて、要は、河川の堆積さえとったら、以前のままのような状態になるわけですから、原因はわかっておるわけなん。16年の豪雨で堆積になったから、どんどんなる。だから、それに嵩上げするような工事をやっても何にもならないと。だから、県との協調の中で、二度と、やはり、予算を使う以上は繰り返さないよう、なお互いの管轄のもっとところの知恵を出し合っさ、二度とこのようなことにならないように、できたら。だから、先ほど言った、砂防ダムの内側に対しても、あれも取っていただいて、そこのところをよっぽど県と協調した中でせな、予算どんだけ付けても、また同じような二次災害が起こってくるように思うんだけど、どうですか、そこのところは。そこのところを言っておるわけなんさ。

そして、もう1点は、この林ノ谷線の、この写真ですよ。これ特殊技術をもった建設屋がやるというようなことで、いろいろな工法については聞いているんだけど、これはどのようなあれになったわけですか。赤い線かけているですよ。この部分の改修なのか、したのか、していないのか。そして、どのようなあれでやるのか、ちょっと教えていただきたい。

東 清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに二又木用水路につきましては、三戸川の河床に非常に影響を受けております。頭首工自身もですね、現在、埋没しておるような状況でございます。16年災以前は、現在の河床よりも、おそらく1 mないし、1 m50、低かったかと考えております。そうした中でですね、河川管理者とも協議して、まず、この部分の今回の復旧においては、河川部分についても撤去をお願いしておるところでございます。ただ、二度とこういうことが起こらないようにということ

につきましてはですね、議員おっしゃられたとおり、上流部にも土砂が堆積してございます。そこらを考えますと、なかなか、二度とこのようなことがないようにというのは、現実問題として、現時点では難しい面があろうかなというふうに考えておるところでございます。

そして、林道林ノ谷線につきましては、お手元の写真にございますとおりですね、吹付法枠が約1,700㎡ほどの法枠がございます。この法枠につきましては、平成16年の災害復旧事業において、設置したものでございます。この法枠につきましてはですね、基本的に法面を全体で抑えるというふうな工法でございました。その施設はですね、今回の異常降雨によりですね、既設の吹付法枠の一部がですね、地山とともに一部滑落いたしました。そして、その下部の法枠部分、下の右側の写真にございますとおり、法枠の縦部分が座屈して折れたような形になっております。そうした中でですね、写真の中で赤いテープが貼ってある部分、この部分を、これより下の部分を撤去して、上の部分を地山とともに抑えるグラウンドアンカー工、アンカーを打ってですね、地山とともに、滑落を抑止するというふうな工法を予定しております。以上でございます。

東 清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

この堆積問題に対してはね、県とのあれで、以前、町長にも一応、質問やったときに、やっぱり捨て場がないと、置き場がないということやったんやけど、これやっぱりさ、銚子川にしる、赤羽川にしる、自治会からもいろんなことが出ているんで、やはり、それに対しては、民間の持っているね、空き地を利用したような対策もできないのかということも1点考えてほしいんですよ。ないと言わんとさ、やっぱり、これ一旦堆積を取るといふ、16年以前のような環境に戻すためには、あの土砂というのは、大量なものがわかっています。俺のところもないというのは、以前、町長も言ったから、だけど、それではさ、問題解決にならないんで、何か一歩前に入るような施策を、民間にも解決できるんだったら協力も求めて、やっていただいたらと思うんやけどね。町長、そこもちょっと考えていただきたい。

そして、この土砂のあれですね。林ノ谷線、この当然、土砂が崩れないようにする工法であって、当然、アンカーまで打っている工法でやるんだということは、僕らは聞いておるわけなんですわ。これは、今、課長言ったのは、アンカーを今から打つということは、アンカーを打つ工法じゃなかったわけですか。それだったら、これ普通の業者でもできる事業だったわけで

すね。これは以前はどこの業者がやったか、ちょっとあれしてください。そういうことで、はい、お願いします。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

堆積土砂ですね、今、民間も巻き込んでということなんですが、今年度から、県においてですね、公募制を取りました。そういうことで、ここを埋めてほしいという、農地とかそういった皆処理ができているところとか、そういう農地法とか、関係のないところであれば、民間からもここへというシステムをですね、やりました。これは以前説明させていただいたような気がするんですが、そして、今回も知事との一対一でも、赤羽川、銚子川の堆積土砂の撤去はですね、お話させていただいて、まだ今の段階ではお話できませんが、銚子川のほうは少し光が見えてきたかなというような部分でございます。これもまだこれから県との協議でございますが、県のほうもですね、必死になって今やっけていただいております。そういった意味では、以前も申し上げましたが、森林組合とかですね、建設業協会にもお願いして、とにかく捨てる場所がないかということも、あったら教えてくださいということを町からもしておりますし、県は新たな取り組みとして、公募制をですね、取り入れておりますので、また、そういう土地があったら、県のほうへもお知らせいただければありがたいなと思います。もちろん、町へ言うていただければ、県のほうにも言わせていただきます。以上です。

東 清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。平成16年災のこの復旧事業につきましては、町内業者への発注でございました。そしてまた、今回もですね、おそらく町内業者への発注になるのではなからうかというふうに考えております。以上でございます。

東 清剛議長

追加して説明してください。

8番 入江康仁議員

特殊技術があるからということで、聞いているので、今、質問しているんです。そこだけちょっと追加で。

東 清剛議長

続けてください。

武岡芳樹農林水産課長

町内業者にですね、そういった特殊工法の技術があるのかというのは、ちょっと私は現在把握しておりません。ちょっと町内業者の中ではですね、今の時点ではないのかなというふうには、ちょっと私も確認はとってございません。アンカーを打ちます。

東 清剛議長

3番 奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

ふるさと寄附金推進事業について、1点お聞きしたいと思います。今まで、前者議員もいろいろお聞きされたんですけども、この中で930件が渡利牡蠣を希望されたということなんですが、業者のことについてなんで、内容をとやかくいうことでもないかなとは思いますが、そもそも、ふるさと寄附金は、町のいろんな事業に使っていただきたいということで、寄附をしていただくという部分と、それをいただいて、町内のいろんなことの経済効果につなげようというような部分もあるのかなというふうには思っておりますが、渡利牡蠣、そもそも渡利で牡蠣をつくって、絶対数が少ないって今までも言われている中で、こういう形でありがたい話なんですけども、予約されるような形で渡利牡蠣930件が出ていくというようなことになっていきますけれども、もともと渡利牡蠣も少ないっていう中で、地元の方も結構買えなかったり、いろんな状況があらうかと思えます。懸念されるのが、930件の中にもともといろんな地域の方がお金を出して、普通に買われていた方と、こういう形でふるさと寄附をすると、税金の控除が受けれるということで、これでやればというふうに乗かって買っていただいたというか、納税いただいたという方も被っていたらというところで、納税された方と、普段買われていた方というところの、それは業者の方のいろんなことがあるんかと思うんですけども、これでもなくなってしまったら、注文が入らなかったというようなことも出てくるのかなとも思ったりもします。そういう中で業者とのそういういろんなどうしていくかというような話を、この状況になったときにされたかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

東 清剛議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

この特産品につきましては、5月のときに、各紀北町へ、広報を載せまして、5月1日の広報に載せまして、応募をお願いしました。そのときに各業者から応募がきまして、そして、この31品の応募が決まったわけです。そして、渡利牡蠣の関係ですけれども、一応、業者の方がここまでは出せるよというのを聞きまして、ホームページへ載せたわけでございます。そして、注文が入った時点で、もうそろそろ無理ですよというのを、まず業者とも話をしまして、品切れということで、ホームページへ載せたという形でございます。以上です。

東 清剛議長

奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

当初、そういう予定でされたと思うんで、業者の方もある程度、今まで流通しておったという部分は、どれくらいまではいける。今年は生産量はこれくらいあるから大丈夫というところでやられているというふうには思うのですが、来年、再来年、ずっと続けていくとなったときに、また、いろいろ問題も出てくるのかもわからんし、今年、そのつもりでやっておったけど、例えば、もともと買ってもらっておった方がというところで、その分を見込んでいたら、結局余ってきたということがあったときに困るかなというのも、これはふるさと寄附金の中での話なので、そこになってくるとちょっと違う問題も入ってくるのかなと思うので、ここでは、それ以上のことは、言うこともできへんのかなというのと、基本的には業者の中の話だろうというところもあると思うのですが、今後、業者の話なので、町がそれまで心配していくこともないのかもしれないんですけども、そういうところで、もし、余ってくるようなことがあったら困るかなというところの話は、当初の部分でしかしてないというところなんではないでしょうか。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本は、業者からの申告でこれくらい出せるよという話でやっておりますんで、それに対してはですね、業者が今までの取引をされる方の年間の流通をしっかりと見て、12月までは大変手に入りにくい、お歳暮の問題とか、毎年出ていってですね、ただ、1月を超えるとですね、逆に今度、大きくなってきて、キロも伸びてきますよね。そういう中で販路を確保しようとしていたのが、予約でその部分の販路がもう確定したということなので、もし、それで余るようであれば、今、ソールドアウトになっていますけど、それはまたあげればよいというお話にな

りますんで、そういうときには、このふるさと納税が例えば、余らすということではなく、今年生産したものが、おそらく、再度また載せればですね、またふるさと納税をしていただける方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では、今まで余っていた部分をきっちりと、生産したものを販売できるという形になるのではないかと考えておりますので、このふるさと納税、先ほどもおっしゃっていただいたように、特産品を伸ばし、そして、極端に言えば、キロ単価も徐々に、地元消費は別としてですね、伸ばしていければ業者の方にもメリットはあるのではないかと考えております。

東 清剛議長

奥村 仁君。

奥村 仁議員

余ってきたとき、余ってこなんたら一番いいんですけどね、ものすごく流通量もしっかり見込めて、早めに見えるといことでええかと思うんですけども、また、それ以上に売れてきた、生産量ももっとあったというときに、また、再募集というんですかね、渡利牡蠣、まだいけますんでというような形で募集かけれるといいと思います。これが牡蠣に関わらず、伊勢海老にしても、他のものにしても、その部分が他のものに回っていったほうがよかったのかなというところもあるかと思うんですけど、これで終わるんじゃなくて、次々という形で、いろんな手法でやっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

東 清剛議長

6番 瀧本 攻君。

6番 瀧本 攻議員

今の牡蠣の問題が非常に話題になっておりますね。大体、私の記憶では、渡利の牡蠣の生産は金額にして、7,000万円くらいだと思うのです。それで、ふるさと納税で700万円から1,000万円持っていかれるとね、うれしいことなんですけども、その牡蠣をですね、使って商売なさってみえる方がかなりみえると思うんです。そうすると、仕入れ単価が上がってきますね。このふるさと納税の前でも単価が上がってくるんです。だけど、売価は一緒ですね。大量生産になって牡蠣が余ってくるとですね、牡蠣寿司だとか、牡蠣の缶詰だとか、そういうところをですね、やはり、単価の問題ですね。既存業者の地元の業者がですね、単価がこれによって上がってきたらですね、結局それを単価に乗せてですね、何というんですか、牡蠣鍋セットというんですか。そういうのも単価上げれへんわね。そのへんのところを調査していただきたいとい

うことと。12月はやっぱりボーナス月でございますので、12月に私はふるさと納税が増えるというふうに私は考えておるわけです。そうなってくると、結局、1月、2月に牡蠣のことが出てくるわけですね。需要と供給のアンバランスで、結局、供給する側が少なかった場合に、どうしても、そこで商売なさってみえる方が単価が上がってくると。仕入れ単価がね。そのへんのところもちゃんと調査してやらんと、うれしい悲鳴ですけれども、そのへんのところを実際にやらんとですね、実際に商売なさってみえる方に苦情が出てくるわけですね。今までもそういう苦情があったわけですよ。このふるさと納税がなかった場合にでもね。結局、生産量が少なくなつたという場合にね。そのへんも町は考えてみえるのかどうかということ。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりです。私も飲食店をやっておりましたので、そういったものには十分わかっておりますので、我々の考え、これは牡蠣業者の方とは違うんですが、ふるさと納税のところでの単価が上がれば、収入が増になりますよね。ただ、地元との長いお付き合いの中で、牡蠣業者の方が、ふるさと納税で出るから、こっちも上げるよ、もう地元には流さないよということはですね、あまり私は考えにくいかなと。ただ、需要と供給がありますよって、ドンドンよそへ出るんだといったら、生産者の方はね、やっぱり高いほうへ売りたいというのもあるかと思います。そういうことはですね、牡蠣業者の方ともいろいろこれからもお話ししながら、どういう単価付けをしていくのかと、動向もですね、我々、見ていきたいなと思いますので、極端に言えば、ふるさと納税の今ある、例えば、200セット、300セットをね、無理だから、地元には圧迫かけるからということで、セットを抑えることもできますし、それらは牡蠣業者の方とこれからも話をしながら、ふるさと納税の返礼品として、どれだけ出していただけますかというお話をしていきたいと思います。

東 清剛議長

よろしいですか。ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第63号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東 清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、報告案件に入ります。

日程第5

東 清剛議長

日程第5 報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者からの報告を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

補正予算につきまして、ご可決を賜りまして、ありがとうございました。

引き続きまして、1件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解について)でございます。

平成27年7月17日、台風11号の強風により、紀北町立船津小学校プール壁面に沿って設置していた消防ホース格納庫が倒れ、ガレージに駐車していた乗用車に接触し、フロントバンパー等を損傷させる事故が発生しました。

同年10月5日、損害賠償額を7万8,408円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、1件の報告を申し上げました。本事故に関しましては、自然災害ではありますが、今後、このようなことのないように、そういう設置等について、十分配慮をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

東 清剛議長

報告第6号の専決処分の報告については、基本的には、議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされていますが、先ほどの説明において、内容等について、不明瞭な点があれば、説明を求めるといふ発言を許したいと思っておりますが、ありませんか。

10番 玉津 充君。

10番 玉津 充議員

この倒壊したですね、格納庫の修復はもう出来上がっているのかということと、それからですね、再発防止ということを見ると、ほかは大丈夫なのか。そのへんの点検はできておるのでしょうか。お願いします。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

当該格納庫につきましては、こけただけですので、元に戻した状態になっております。あと、再びこけないようにの措置もさせていただいております。

それと、ほかの部分につきましては、現在、この当該格納庫につきましては、かなり古いものでございまして、現在は、毎年30基ずつ予算を認めていただいて、古いものから更新をしておりますけれども、それにつきましては、重い重石をつけたものになってきておりまして、古いものについてですね、自主防災会等、あるいは消防団から古いもので取り替えが必要というものは連絡を受けたものから随時、取り替えをさせていただいておりますので、ご理解のほうお願いいたしたいと思っております。以上です。

東 清剛議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

ちょっと頼りない回答だったと思うので、倒れたのを立てたというだけではですね、再発防止にはならないと思うので、風で飛ばないようにですね、きちっとした対策をしていただきたいということと、ほかにもですね、こういうのがあれば、早急に応急措置をせんと、またですね、

強風が吹いたら、同じ事故が再発するというものがないようにですね、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

この当該消火栓、ボックス、格納庫につきましては、飛んだということではなくて、強風で倒れただけですので、それを元へ戻して、再び倒れないようにの措置をさせていただいたということでございます。消火栓の格納庫については、いくつかの種類があつて、これはかなり古いタイプのもので、そのへんについてはですね、自主防災会あるいは消防団から連絡を受けて、交換しないといけない部分については、随時、交換をさせていただいております。以上です。

東 清剛議長

ほかにございませんね。

奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

すみません。1点確認だけなんで、申し訳ないです。フロントバンパーを損傷させたということなので、バンパーの修理をされたのか、補償をされたのかというところで1点、確認だけお願いします。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

これはフロントバンパーとですね、それから、ライトの部分、車の左前頭部のちょうど角の部分ですので、バンパー等ということで、それ以外に、全部で3箇所の部品を修理したというふうに聞いております。これは取り替えではなくて、修理ということでございます。以上です。

東 清剛議長

12番 東 篤布君。

12番 東 篤布議員

課長、倒れたところに車があつたん。ふけたんかい。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

これを設置している船津小学校のプールに沿って設置しているのですが、消火栓が通っている道路の部分は非常に道が狭いので、そこへ設置するとですね、ちょっと通行の邪魔になりますので、そのガレージ、個人所有のですね、ところの道に沿ってガレージがあるんですが、そこをちょっとお借りして、消火栓ボックスを設置しておりました。そこへちょうど車が停まっている、前頭部にちょっと当たったという形です。以上です。

東 清剛議長

東 篤布君。

12番 東 篤布議員

よその土地に立てさせてもらっておるんやな。それはいいんやけども、普通、パターンで倒れたらさ、立てるんだったら、車庫の前へは立てへんわな。普通、車庫があったら、車をこう縦に入れるやろ、横から倒れたら、車へあたるというのはわかりにくいんだけどな。グルッと回って前へ倒れたん。いやいや、その車庫は柱だけでね、壁がなかったんかさ。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

プールが道路沿いにあってですね、横にガレージがあるんですが、そのプールに沿ってガレージがある場所です。ちょうど道とガレージの一番は入り口のところ、ガレージから、道路へ出るところですね。道と、プールがこう設置されていて、道路があるんですけども、その道路に出るガレージの一番前の部分のところに消火栓が設置されておりますんで、車が停まっていますね。道路へ出るという、その道路の一番ガレージ寄りのところに消火栓ボックスが置かれていたということでございます。以上です。

東 清剛議長

上野危機管理課長、写真があったように思うんですけども。写真を見せてあげて。

上野和彦危機管理課長

プールがあって、こうガレージがあってですね、そのガレージに入る入口のところにボックスが設置されているという状態。

10番 東 篤布議員

ガレージの中に倒れたわけですか。

上野和彦危機管理課長

そうですね。ガレージの20cmか30cmちょっと入ったところへ設置されています。

10番 東 篤布議員

そんなんやったら、倒れたら車へ当たるようなところへ据えたらあかんでしょう。

上野和彦危機管理課長

これは要するに、前のところがですね、道が狭いということで。

東 清剛議長

不規則発言は。

10番 東 篤布議員

車やでええで。子どもやったらどうするん。

東 清剛議長

強風のときですから。

10番 東 篤布議員

いや、強風のときでもさ、倒れて、車庫の中に入っていくというのはおかしいというんです。

あとで写真見せて。俺は現地へ見に行ってくる。

東 清剛議長

ほかに質疑される方はありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

以上で発言を打ち切ります。

それでは、これで報告案件については、聞き置くことといたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

東 清剛議長

それでは、これで平成27年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 50分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 27 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行